

コラム

「アナフィラキシー対応ホットライン」

(公立昭和病院、小平市、西東京市)

公立昭和病院では、小平市や西東京市などの構成市とアナフィラキシー対応ホットラインの協定を結んでいます。この協定により、市内の公立小学校等において、食物アレルギーやアナフィラキシーショックの症状が疑われた場合に、ホットラインで小児科医師へ直接相談等ができるようになりました。相談では、エピペン[※]の使用及び救急車の要請の可否等について、判断を仰ぐことができ、迅速な処置・対応によって児童・生徒の命の危険を回避することにつながります。

また、この協定に基づきホットラインを利用している施設と年に1回ミーティングを行い、より良い運用に向けて学校等の施設、医師会等と顔の見える連携を進めています。構成市内の子供を預かる施設の職員を対象に、エピペンの手技やAEDの使用方法についての講習会も定期的に実施しています。

※エピペン：アナフィラキシー症状を緩和するために自己注射する補助治療薬。緊急時には、学校・保育所等の教職員が本人に代わってエピペンを注射することも想定される。

飛散花粉数調査と花粉症予防対策の普及啓発

花粉症予防のため、地域の飛散花粉状況や飛散花粉予報等の情報をホームページ等により提供するとともに、花粉症の予防・治療に関する正しい知識の普及啓発を行っていきます。

また、これらの花粉症予防対策の一環として、年間を通じた飛散花粉数の調査を行っていきます。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇花粉症に関する正しい理解と適切な対策の実践
医療機関	◇花粉症の治療及び治療に関する情報提供
保健所	◇飛散花粉数の調査、飛散状況の情報提供及び普及啓発

➤ 保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
花粉症予防及び治療に関する普及啓発	充実させる	事業報告等

コラム

スギ花粉症の舌下免疫療法

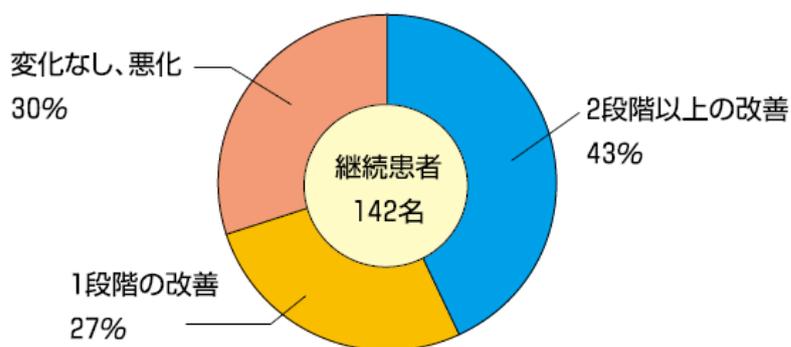
スギ花粉症を根本的に治すことが期待できる治療法として、『アレルギー免疫療法』があります。

日本では、以前から皮下注射法が実用化されていましたが、2年以上通院して注射を打たなければならないなどの理由から、あまり普及しませんでした。

そこで、都ではもっと利用しやすい根本的な治療法の開発・普及を目指し、スギ花粉症の舌下免疫療法の臨床研究を行いました（平成18（2006）年6月～平成21（2009）年4月）。その結果、症状が消失又は軽減した症例は約7割であり、有効性が確認され、平成26（2014）年秋に、スギ花粉症の舌下免疫療法が保険適用となりました。

この治療法は、皮下注射法に比べて通院回数が少なく、自宅で行え、苦痛や重大な副作用の少ないことが特徴です。ただし、花粉症の症状が出ている時は、この治療を始めることができません。（東京都「花粉症一口メモ」より抜粋）

【舌下免疫療法の有効性】（研究最終年の効果判定）



福祉施設	◇感染症対策マニュアルの作成等による平常時からの対策及び発生時対応の徹底 ◇日常からの職員の健康管理、利用者の健康観察
学校	◇予防教育の充実 ◇発生時の拡大防止策の徹底
市	◇感染症についての普及啓発 ◇予防接種率の向上
保健所	◇感染症発生動向調査や関係機関からの情報収集と発信 ◇平常時からの標準予防策、疾病別予防策の普及啓発と訓練の実施 ◇医療福祉関係者に対する教育研修の充実と相互連携の推進 ◇発生時の相談、調査、指導、感染拡大防止措置の実施

参照：131 ページ 健康危機管理体制の充実

➤ 保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
正しい手洗い等の普及啓発	充実させる	市からの報告 事業報告等

コラム 保健所の取組 ～ 手洗い教材の貸出し ～ (保健所)

手洗いは感染症予防の基本ですが、日ごろの癖で十分な手洗いができていない場合も多くあります。そこで、保健所では、手洗いの手順や手技を見直していただく教材を貸し出しています。汚れに見立てた蛍光ローションを手に塗り、手洗いの後、特殊ライトで照らし、洗い残し部分が目に見えるものです。

保育園での毎年行事としての取組や、インフルエンザのシーズン前に、職員が手洗いを視覚的に確認し予防行動がとれるように啓発している事業所等があります。

多摩小平保健所オリジナルキャラクター「あらうさぎ」が教える正しい手洗い方法

<https://tokyodouga.jp/19VyJJEbrgE.html> (東京動画)



コラム

薬剤耐性菌検出情報提供体制の構築 (各医療機関)

薬剤耐性菌対策は、世界保健機関（WHO）の警鐘により喫緊の国際課題とされ、日本でも、平成 28（2016）年に薬剤耐性対策アクションプランが策定されました。耐性菌を伝播させない、新たな耐性菌を作り出さない、保菌・無症状の状態であっても、その検出情報を院内で共有し、医療機関間においても情報を共有する体制づくりが求められています。

当圏域においても、平成 28（2016）年 12 月、感染症の基幹医療機関である、公立昭和病院、多摩北部医療センターをはじめ、複数の病院の医師から、薬剤耐性菌を検出した際の病院間の情報提供の体制づくりについて提案があり、検討会が設置されました。

検討会議を計 3 回開催し、薬剤耐性菌対策について共通認識を持つとともに、転院時に用いる薬剤耐性菌検出情報提供書の試用・検証を行いました。その後、情報提供書を圏域の共通様式とし、運用ルールを定めて使用しています。

※薬剤耐性（AMR）とは、病原体が変化して抗生物質・抗菌薬が効かなくなることです。